

議員（天野 里美）

皆さん、こんにちは。3番 天野 里美です。よろしくお願い致します。

多度津町における防災対策及び高齢者の移送サービスの大ききは2点、一般質問をさせていただきます。

平成23年の東日本大震災をはじめ、平成26年広島市で多数の死者を出した土砂災害、平成27年関東・東北豪雨災害、平成28年台風10号による高齢者施設の被災、平成30年7月豪雨では大雨特別警報が11府県に発表される記録的な大雨により、岡山県・広島県・愛媛県を中心に河川の氾濫、土砂災害が多数発生し、死者・行方不明者が200名を超える大惨事となりました。また、令和元年台風19号では1都12県に大雨特別警報が発表され、国及び県管理河川において142箇所が決壊するなど、同時多発的かつ広範囲に甚大な被害が発生致しました。

このように、近年では地球温暖化に伴う気象状況の激化により突発的に発生する激甚な災害が多発しており、今年度においても7月の梅雨前線による大雨の被害は熱海をはじめ、広範囲な地域で発生しており、この多度津町においても床下浸水被害があり例外ではありませんでした。

国はこういった災害に対し、昭和36年に災害対策基本法を制定するとともに、災害時に居住者等に適切な避難を促せるように避難勧告等に関するガイドライン等のガイドラインを作成してきました。

また、市町村は災害対策基本法において基礎的な地方公共団体として当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当該市町村の地域に関わる防災に関する計画、地域防災計画を作成し、実施する責務を有するとされており、多度津町においても昭和61年に多度津町地域防災計画を作成し、以来、国が作成する防災基本計画及び香川県地域防災計画と整合性を図りながら修正を加え、令和3年3月には最新の計画がまとめられております。

一方、国では令和元年台風19号等による災害からの避難に関するワーキンググループの提言を踏まえ、令和2年度には2つのサブワーキンググループにおいて制度的な論点の議論を行い、令和3年5月20日付で災害対策基本法の一部を改正する法律を施行し、警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に、警戒レベル4「避難勧告・避難指示（緊急）」は「避難指示」に、警戒レベル5「災害発生情報」は「緊急安全確保」に、それぞれ避難情報が変更になりました。

これを踏まえ、これまでの避難勧告等に関するガイドラインを名称を含め見直し、避難情報に関するガイドラインとして改定されました。

そこで、1点目の質問です。多度津町地域防災計画の第7節、町計画の修正には、この計画は社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため毎年検討を踏まえ、必要あると認める時は多度津町防災会議に諮り修正するとあります。現在の多度津町地域防災計画は警戒レベルにおける避難行動において、国の避難情報に関するガイドライ

ンと一致しないところがあると思うのですが、多度津町地域防災計画を早急に見直す必要はないのでしょうか。

令和3年6月定例会の中野議員の一般質問に対して、今回の災害対策基本法の改正内容を反映した地域防災計画の修正につきましては、防災基本計画及び香川県地域防災計画との整合性を図った上で、多度津町防災会議に諮る必要があるため、令和3年度末を目途に修正を行いたいと考えていると答弁されておりましたが、7月、町内においても災害がありました。今もこのお考えのままでしょうか。少なくとも国の避難情報に関するガイドラインを参考にした町独自の暫定的なガイドラインを作成する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。質問致します。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の多度津町地域防災計画の早急な見直し、または国の避難情報に関するガイドラインを参考にした町独自の暫定的なガイドラインの作成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町地域防災計画における本年5月の災害対策基本法等の一部改正に伴う見直しにつきましては、香川県地域防災計画の修正が完了し、整合性を図った上で実施することとしており、令和3年度末の予定としております。

しかし、避難指示等の避難情報の発令に当たっては特に住民の方への影響が大きいことから、議員ご指摘の町独自の暫定的なガイドラインに代わる基準を改正法施行と併せて運用できるよう、地域防災計画に基づき暫定的に5月18日に定め、避難指示への一本化等、重要な情報を住民に対し全戸配布や広報及びホームページにて周知を行っており、7月8日の大雨の際は新しい基準に基づき避難情報を発令をし、対象地域における適切な避難を促したところでございます。

引き続き上位計画の動向を注視するとともに、多度津町地域防災計画の適切な修正が実施できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

7月8日午前8時15分に多度津町に土砂災害警戒情報が発令、発表され、多度津町は多度津町全域に避難指示を出しました。しかし、本当に多度津町全域に避難指示を出す必要があったのでしょうか。

国の避難情報に関するガイドラインでは土砂災害警戒情報は市町村単位を基本として発表されますが、警戒レベル4、避難指示の発令対象区域は適切に絞り込むこととなっており、丸亀市、善通寺市、三豊市は避難指示を全域ではなく一部の地域に出してまいりました。この事実を考慮しても、私は先ほど改正法施行と合わせて運用できるように地域防災計画に基づき暫定的に5月18日に見直し、その新しい基準に基づき避難情報を発令したとご答弁いただきましたが、その見直した内容でよいとお考えでしょうか。きめ細や

かな避難指示を行うべきではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。再度質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、多度津町地域防災計画の早急な見直しでございますが、先ほどご説明致しましたとおり、災害対策法の一部改正を受け、地域防災計画に基づき暫定的な基準を定めております。また、従来大字単位での避難情報の発令をしておりましたが、7月8日の大雨の際は災害が発生する恐れが色んな地域であることも極めて高い状況でありましたことから、全域に避難指示を発令することと致しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございました。

次に、2点目の質問です。

多度津町地域防災計画を拝見致しますと、第10節、計画の基本的考え方の中に自主防災組織の育成支援とあり、災害時における自主防災組織の役割はとても大きいものと感じます。

多度津町における自主防災組織の組織率はどのようになっているのでしょうか。今現在、どれぐらいの自主防災組織が必要であり、実際に活動している自主防災組織はどれぐらいあるのか。また、未組織の地域に対してどのような育成支援を行っているのか質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の町内の自主防災組織における組織率、必要数及び活動組織数並びに未組織の地域に対する育成支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

町内における自主防災組織の組織率につきましては、組織を構成する母体が同一ではなく母数が不明なため、総務省及び県に報告している自主防災組織活動カバー率を申し上げます。このカバー率は組織されている地域の世帯数を町内の総世帯数で割ったものであり、その割合は72.6%であります。

必要数につきましては、現在一部を除き自治会を単位として19組織が結成されておりますが、分母が異なるため必要数については申し上げることはできませんが、自主防災組織活動カバー率を100%に近づけることが地域の防災力向上に寄与するものと考えております。

また、実際に活動している組織数につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は一部を除き活動を休止しておりますが、それ以前は多くの組織で訓練や講演、勉強会等の活動をされていまして、組織の地域に対する育成支援につきましては、自治連合会総会等での啓発や防災資機材を助成する自主防災組織資機材整備要綱を定め、結成当初の活動を支援するとともに、結成後も職員による出前講座や各組織にお

ける地区防災計画の作成支援並びに町防災訓練を通じた連携強化等の必要な施策を適宜検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

自主防災組織活動カバー率では72.6%という高いカバー率になっているようですが、私を含め町民にとっては実感のない数値のように思えます。自分がどの自主防災組織に所属し、災害時には自主防災組織とどのように関わればいいのかを理解している町民はどれだけいるとお考えでしょうか。そもそも多度津町全域をカバーするためには町として自主防災組織がどの程度必要であると考えているのか、またその目標に対して自主防災組織として機能、活動している組織がどれくらいあると認識しているのかを質問致します。

もちろん既存の自治会とは地域性や効率性を考えた場合、一致しないことは承知しておりますし、新型コロナウイルス感染症のため現在は十分な活動ができていない状況であることも存じていますが、まずは町が行政の責任としてあるべき自主防災組織の姿を示すべきではないかと考えます。

確かに自主防災組織の結成の際に多度津町自主防災組織資機材整備助成事業を活用すればメガホンや消火器、救急セット、ヘルメットなど資機材の助成を受けることができるようになっていますが、1回限りの助成であり、保管場所は自分たちで確保しなければならず、年1回の防災訓練等などで義務づけられています。

資機材の助成は有難いことではありますが、組織の結成、維持、運営などのソフト的な支援が町民の望む育成でもあり、支援であると思います。私も防災士の資格を持っていますが、防災士による自主的な活動には限度があり、やはり町主導の積極的な育成、支援が自主防災組織には必要でないかと考えます。これらのことについて再度質問させていただきます。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

自主防災組織のカバー率につきましては、先ほどご説明致しましたとおり100%に近づけることが地域の防災力向上に寄与するものと考えております。また、自主防災組織の活動につきましては毎年ほとんどの組織から活動計画書と報告書の方を提出をいただき、本年も新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況ではありますが、可能な範囲での活動を予定している組織もあります。

今後におきましても自主防災組織の育成支援につきましては積極的に協力、援助をして努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。育成支援よろしくお願ひ致します。

3点目です。

同じく、第10節、計画の基本的考え方、平成25年6月の災害対策基本法の改正において、自力避難が難しい一人暮らしの高齢者や障害者等の避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務づけられたとあります。また、要配慮者対策の推進として、避難行動要支援者名簿を整備・活用するとありますが、名簿の作成及び整備の状況及び活用方法について質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の避難行動要支援者名簿の作成、整理の状況及び活用方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

避難行動要支援者の名簿につきましては平成25年度の災害対策基本法の改正を受け、多度津町地域防災計画に定める基準に基づき作成しており、毎年度更新しているところがございます。

また、その活用方法につきましては、平常時は避難行動要支援者の同意の下、避難支援が可能な地域の方への提供をすることができ、非常時には同意の有無に関わらず外部へ提供することが法律において定められております。

本町におきましては情報提供の同意取得準備を進めており、現時点では非常時における情報提供の活用を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、再質問です。

避難行動要支援者名簿の件で再質問させていただきます。

令和3年3月定例会の尾崎議員の避難行動要支援者名簿を作成しているのかという一般質問に対して、町は現在の避難行動要支援者名簿は単なる要求を満たすと思われる対象者の名簿であることから、今後真摯に避難指示を必要とする該当者を本人、あるいは家族への希望調査等を通じて把握し、改めて作成する避難行動要支援者名簿に登載した上で、一人一人の個別支援計画を策定していく作業が必要となると答弁されております。先ほどのご答弁では、毎年度更新しているところでありとありましたが、この半年で新しい名簿が作成されたのでしょうか。また、情報提供等の同意の取得準備を進めている段階であるということですが、名簿の十分な活用はできていないという判断でよろしいのでしょうか。いつになったら情報提供の同意が完了し、普段からの災害予防に役立たせることができるのでしょうか。

また、国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針によりますと、まずは災害時における避難行動要支援者名簿の作成、活用があり、それに対するさらなる避難行動支援のための取り組むべき事項として個別計画の策定が示されています。その内容は地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき市町村、またはコーディネーターが

中心となって避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等について個別計画を策定することとあります。まずは名簿の作成、整備が十分になされてからの話だと思いたす
がいかがでしょうか。再質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

避難行動要支援者の名簿につきましては、先ほど申し上げましたとおり毎年度更新して
おり、現時点では非常時において避難支援を行っていただける方への名簿情報の提供を
想定しております。

また、本年5月の災害対策基本法の一部改正を受け、避難行動要支援者名簿情報の実効
性を図るため、平常時から避難支援関係者に提供可能となるよう同意の取得準備を進め
ております。

個別避難計画につきましても議員ご指摘のとおり、実効的な名簿を整備後に円滑にでき
るよう準備していく予定でございますが、現在のところいつまでにできるとは正直申し
上げられない状態ではございます。しかしながら、早急に作ることも必要でありますの
で、関係各課とも協議検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございます。

皆さんのお家にもこの「ほっと県議会かがわ」っていうのが届けられてると思います。
こちらに6月の定例県議会の内容が掲載されております。2ページ目を開けていただき
ますと、自民党議員の辻村県議会議員の代表質問、こちらに掲載されておりますが、災
害対策基本法の改正への対応について、知事は先般の災害対策基本法の改正で高齢者や
障害者などの避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町の努力義務とされた
が、現時点で避難行動要支援者名簿に掲載された全員の個別計画を作成しているのは善
通寺市と東かがわ市にとどまり、今後より一層の取組が必要であるとし、浸水想定区域
など危険な場所に居住する方などについては、今後おおむね5年程度で優先的に計画を
作成できるよう、各市町を積極的に支援していきたいと答弁されています。このように
既に名簿掲載者全員の個別計画までも作成している市があるのです。

また、県議会においてははっきりと各市町を積極的に支援していきたいとおっしゃって
いるのです。ぜひ多度津町におかれても町民の安全・安心を守るためにも積極的な対応を
お願い致します。

4点目の質問に入ります。

第3章、災害応急対策計画、第1節、活動体制計画についてです。

これは多度津町における災害時の中核となる災害対策本部について記載されたもので
す。この中に災害時における町職員初動マニュアルとあり、各課は適宜見直しを行い、
マニュアルを実態に即したものにしよう努めなければならないとありますが、具体的

にはこういったマニュアルになっているのでしょうか、質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の災害時における町職員初動マニュアルについてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害時における町職員初動マニュアルは多度津町地域防災計画及び水防計画に基づき、職員等の発災時における初動態勢等を迅速かつ適切に整え、その後の活動全体を円滑に実施し、住民の生命と財産を守ることを目的としており、警報等が発表された際の職員配備基準や発災時の事務所枠を定めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

5点目です。

令和3年7月7日から8日にかけて梅雨前線による大雨が多度津町にも降りました。高松地方気象台の発表によりますと、多度津町では降り始めから8日24時までの雨量が144.5ミリを記録し、これは7月の月降水量の約90%に当たるものだそうです。恐らく避難情報に関するガイドラインが策定され初めてのケースではなかったかと思えます。

7月8日午前8時15分に多度津町に土砂災害警戒情報が発表され、警戒レベル4となり、多度津町全域に避難指示が出される事態となりました。私の自宅周辺も水路と道路の境目が分からず、まるで全体が水路のような状況でした。そんな中、100歳を超える独居高齢女性の家族からの電話がありました。私が豪雨の中、土のうを運ぶという初めての経験を行いました。

そこで質問です。7月7日から8日にかけての気象の状況と町の対応について質問致します。

まず、避難指示について、町民に対する情報の周知徹底はどのように行ったのでしょうか。また、このとき避難行動要支援者名簿の活用は行ったのでしょうか。そして、指定緊急避難場所の開設状況はどうなっていたのか、実際に避難された方は何世帯、何人いたのでしょうか、質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の避難指示発令時の町民に対する情報の周知徹底及び避難行動要支援者名簿の活用、また指定緊急避難場所の開設状況及び実際の避難世帯数及び避難者数のご質問に答弁をさせていただきます。

避難指示につきましては、先ほど申し上げた改正災害対策基本法等に基づき本町を対象とした土砂災害警戒情報が発表されたため、避難所の開設状況を確認した上で、同日8時25分に山沿いや河川付近等の危険場所を中心に町内全域に発令しており、その情報の周知につきましては防災行政無線及び緊急速報メールにて実施致しました。

加えて、留守録応答装置を利用した防災行政無線放送確認ダイヤルやスマートフォン用アプリである香川県防災ナビを活用し、可能な限り住民への周知をしたところでござい

ます。

この避難指示の発令に伴い、多度津中学校、白方小学校、佐柳本浦住民会館及び佐柳いこいの家を避難所として開設し、避難者の受入れを実施したところ、避難世帯数は11世帯、避難者数19名でした。

また、避難行動要支援者名簿の活用につきましては、避難指示の発令後に高松地方気象台より、降雨は小康状態となることが示され、災害発生報告も限定的であったことから、外部への情報提供は実施しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

先ほどのご答弁について再質問させていただきます。

避難指示については改正災害対策基本法等に基づき多度津町を対象とした土砂災害警戒情報が発表されたため、山沿いや河川付近等の危険場所を中心に町内全域に発令したとありましたが、現在の避難情報に関するガイドラインでは、発令対象区域の絞り込みの基本的な考え方として、避難情報は災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる災害リスクのある区域等において、河川氾濫や土砂災害の発生の危険が高まっている場合に発令する必要があるため、1、防災気象情報の切迫度の高まり、2、災害リスクのある区域等との両方が重なり合った場所に、1の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令することが基本であり、このように発令することを発令対象区域を絞り込むということであるとあります。

また、答弁では避難行動要支援者名簿の活用については避難指示の発令後に高松地方気象台より降雨は小康状態になることが示され、災害発生報告も限定的であったことから、外部への情報提供は実施していないとありました。避難情報に関するガイドラインを参考にした場合、町内全域に避難指示を出すという判断は正しかったのでしょうか。避難指示を絞り込んでおけば避難行動要支援者名簿の対象が少なくなることから、名簿を有効に活用することもできたのではないかと考えますがいかがでしょうか。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、今回の降雨に関しましては町内全域に避難指示を発令したことは土砂災害、河川や水路の氾濫等の危険性から妥当であったと考えております。

また、避難行動要支援者名簿につきましても発令後の高松気象台の気象予測より情報提供の必要があったとは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

避難所についての答弁で多度津中学校、白方小学校、佐柳本浦住民会館及び佐柳いこい

の家を開設し避難者の受入れを実施したとありましたが、他の避難所を開設しなかった理由は何なのでしょう。避難指示を町内全域に出すのであれば、町内全域の避難所を開設する必要があったのではないのでしょうか。

また、町内には指定緊急避難場所が48箇所ありますが、避難所と違い当日の指定緊急避難場所の開設状況を再度質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

当初に避難所を4箇所開設した理由につきましては、過去の災害実績から収容人数について十分であること、避難場所と比較して立地条件や設備が整っていること、長期にわたって開設してきたため住民への周知が図られていること等が上げられます。また、他避難所につきましても開設した避難所への避難状況を勘案し、開設する準備をしていたところでございます。

今後も気象情報や避難状況を考慮し、適宜開設避難所の増設等の必要な措置を取ってまいります。

指定緊急避難所と指定避難所は災害対策基本法に規定されており、指定緊急避難場所とは災害が発生し、または発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所とされており、災害時に緊急的に避難する場所となっております。

一方で、指定避難所とは災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間、滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設とされており、避難された方が生活する施設を指します。

当日の指定緊急避難場所の開設状況は避難所と同様の多度津中学校、白方小学校、佐柳本浦住民会館、佐柳いこいの家の4箇所です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次の質問に入らせていただきたいと思います。

6点目です。

町職員の初動態勢はどうなっていたのでしょうか。具体的にはどういう対応をしていたのでしょうか。また、多度津町地域防災計画第3章、災害応急対策計画、第1節、活動体制計画の中の動員配備体制では職員の動員配備の基準が示され第1次配備から第3次配備まで計画されていますが、7月7日から8日にかけての動員配備体制はどのように推移したのでしょうか。

私は自分自身の身の危険を感じながら土のうを取りに行き設置致しましたが、100歳を超える独居高齢女性に自分の命は自分で守ることが基本だと言えるのでしょうか。本来、こういった場合、どういう対応をすべきだったのでしょうか。もし地域の共助でお願いしますというのであれば、自主防災組織の育成支援は急務だと思いますがいかがお考えでしょうか。質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の町職員の配備体制と高齢者の避難と自主防災組織の育成支援についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、7月8日の大雨による町職員の配備体制についてでございますが、警報発表に伴い、多度津町地域防災計画に基づき水防本部を設置し、職員の配備を行いました。

まず、注意報が発表された後、河川の増水に対応するため町内各施設の排水ポンプの操作作業を開始しており、必要な活動を実施していたところでございます。

その後、土砂災害警報情報が発表されたため、山沿いや河川付近等、危険箇所を主とした町全域に避難指示を発令するとともに、4箇所の避難所を開設し、排水作業や土のう搬送等の浸水対策を実施していましたが、気象状況が好転し警報が解除され、町内の危険度の低下が確認されたため、避難情報を解除し水防本部を解散致しました。

続きまして、高齢者の避難と自主防災組織の育成支援についてでございますが、災害から生命、財産を守るためには自らの身は自ら守る自助及び地域のことは地域で守る共助に加え、行政の取組である公助が基本となります。

日頃から災害に対する心構えや備えをしていくことが重要であり、災害が起きた際には自力で避難することが難しい高齢者は具体的な避難方法や安否の確認方法を家族や自主防災組織の近隣住民と話し合っておくことが必要だと考えております。

以上のことを踏まえ、本町におきましても自主防災組織の育成支援を継続し、組織拡大と防災意識の向上を目的とした普及啓発活動を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

7点目です。

私の住む地区の人に聞くと、10年ほど前にも同じような被害があったということですが、河川の改修など、なぜ十分な対応が取られてきていないのでしょうか、質問致します。

建設課長（三谷 勝則）

天野議員の河川の改修など、なぜ十分な対応が取られてきていないのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の河川につきましては、県の管理河川であります東桜川でございます。県では平成17年2月に過去の水害の発生や河川整備の実施状況など、河川の総合的な保全と利用に関する桜川水系河川整備基本方針を策定しており、平成19年12月に桜川ほか、桜川の支流であります小桜川、東桜川の洪水の安全な流下や浸水被害の軽減を図るため、桜川水系河川整備計画を策定し、河川改修を順次進めていただいているところであります。

東桜川の河川整備計画につきましては、県に確認したところ、町道198号線、二ツ橋、1号橋地先の桜川合流点から上流のJR予讃線までの約300メートルの区間について掘

削、拡幅する河川改修を実施することになっており、それから上流部の整備計画につきましては現在のところ計画は未定とのことであります。現在の河川改修工事につきましては、桜川合流点から上流に向け実施しております。

議員ご指摘の東桜川の越水により道路が浸水する地区につきましては、過去にも豪雨や台風など大雨時に浸水被害が発生しており、原因としては降雨量、高潮に伴う河川の水位上昇、標高などが考えられますが、現状においては十分な対策ができていないため道路が冠水してしまうなど、地域住民の皆様にはご不便やご不安な思いをお掛けしている状況でございます。

今後、本町と致しましては県に対し、早急な河川改修や浸水対策などの要望はもちろんのこと、浸水地域上流からの河川流量の抑制や浸水被害の防災・減災対策の取組など、県と協議検討し一日も早く住民の皆様には安心していただけるよう浸水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、再質問を上げさせていただきます。

9月号の「広報たどつ」におきまして、避難情報と災害時の避難行動についてとして災害対策基本法の一部を改正する法律の周知がなされております。この中で避難指示の取るべき行動は危険な場所から全員避難と記載されています。町が管理している河川の水路が氾濫し、避難指示が出ている状態で、町民に対して土のうは町民自らが運び積まなければならないというのは、正しい指導であると言えるのでしょうか。

1番 中野議員さんの土のうに対する質問にもございましたが、敢えて今回私の場合、どのようにすれば良かったのか、ぜひご指導いただきたく再度質問をさせていただきます。よろしくお願い致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

避難指示が発令された場合には危険な場所から全員避難が取るべき行動として求められておりますことから、河川や水路等が氾濫している状況におきましては安全な施設への避難、または自宅等での2階への垂直避難などが安全を確保するための取るべき行動となると思います。

つきましては、避難指示発令時における土のう搬送等の屋外での作業は危険を伴いますので、可能な限りお控えいただき、身の安全を確保いただきますようお願い申し上げます。

また、土のうの搬送につきましては、先ほど中野議員のご質問の際にも答弁致しましたが、水防本部が設置された場合は、ご自身で取りに行けない場合、ご要望があれば土のうを搬送しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

済みません、ちょっと時間も押し迫ってまいりましたので、次の質問に入らせていただきます。

8点目です。

今回、自家用車が浸水するという事で各々がコンビニやパチンコ店の駐車場に車を止めたということですが、コンビニは営業上の支障があったのではないかと考えます。町として、パチンコ店などに対して災害協定として駐車場の確保をお願いすることはできないのでしょうか。ご質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員のパチンコ店などに対して災害協定として駐車場の確保をお願いすることはできないのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では災害時に一時的な避難場所としての使用ができるよう、民間施設等の所有者と協定を締結しており、災害時には本町の要求に基づき避難場所を開設することができますが、過去の災害時の避難者数を確認したところ、町有施設のみで収容可能であり、要求した実績はございません。

また、災害に対する避難であれば協定への理解を得ることが可能と思われませんが、駐車場としての使用の場合は業務への支障等により理解を得ることが難しいと想定されます。

加えて、町内の大部分が洪水浸水想定区域であり、過去の事例で災害時に車中避難を行う住民が確認されることから、被災する可能性のある区域を指定することは難しいと思われれます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

災害時の駐車場の確保につきましては、当該町民の意見を十分に聞き、町民にとって安全・安心を守ることができる場所の確保をしていただけることをお願い致します。

過去の大雨特別警報によるマスコミの映像を見ておりますと、車が流されることにより被害が甚大になるケースがよく映し出されております。今まで車が流れ出すことがなかったからといって水路の氾濫により十分に車が浸水しているところにおいては、いつ車が流れ出すかは分かりません。災害予防の観点からも駐車場の確保については検討していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い致します。

9点目に入ります。

ハザードマップの活用や普段からの緊急避難場所の確認、避難経路の確認など、町民に対する啓発や周知がとても重要だと考えますが、町としてどのように取り組んでいるのか質問致します。

総務課長（泉 知典）

天野議員のハザードマップの活用や指定緊急避難場所及び避難経路の確認など、町民

に対する啓発や周知の取組についてのご質問に答弁をさせていただきます。

災害種別ごとのハザードマップにつきましては、地域住民を対象にワークショップを開催し、避難場所や避難経路の確認を行いながら作成しており、総合ハザードマップにつきましても最新の情報を掲載できるよう適宜更新し、全戸配布やホームページへの掲載をしております。

ハザードマップの活用につきましては自主防災組織におきまして防災訓練での使用や、地域防災計画作成に利用していることが報告されており、また町主催の防災訓練での使用等を通して自主防災組織のみならず一般の方の利用促進についても啓発してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

先日前お尋ねしたんですが、住民課窓口にて多度津に転入届等を提出した住民に対してハザードマップ等の配布を実施していないというご返答をいただいております。その後、改革をされましたでしょうか。住民への周知啓発第一歩としてそれは大切なことだと考えますが、どのような対応をされているかお答えいただけますでしょうか。お願いします。

総務課長（泉 知典）

天野議員の再質問にお答えします。

申し訳ございませんが、その件についてちょっと私、承知しておりませんで申し訳ございません。そういう風な必要があるなら再度検討してそのように行いたいと思います。現実は今渡しておりません。それはもう一度確認させていただきます。申し訳ございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

また、ご返答をお待ちしております。よろしくお願い致します。

防災対策は町民の安全・安心を守る上で極めて重要な課題です。それだけに平時より町民との積極的なコミュニケーションを図り、深めていかなければなりません。単に町が一方的な計画を立てるだけではなく、町民の意見にしっかりと耳を傾け、計画の内容を説明し、いざという時にはどういう避難行動を取らなければならないかを具体的に示し、理解を得る必要があると思います。

また、ハザードマップにおいても災害ごとに見直しを行い、常に最新の情報が反映されることが重要だと思います。国の避難情報に関するガイドラインには、市町村は居住者等の一人一人が適切な避難行動を取ることができるように平時から防災知識の普及を図るとともに、災害時には居住者等の主体的な避難行動を支援する情報を提供する責務を有するとあります。

この上で、居住者に対して自然災害に対して行政に依存し過ぎることなく、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動を取ることが必要であると言っているのであると思います。

つまり、普段から周知啓発と信頼関係の構築が大切なのではないでしょうか。町民が主体的な判断をするための知識や情報提供は行政の責務だと思います。ぜひ防災予防とともに、この点についても十分に意識していただき、町民の安全・安心を守っていただきたいと思います。どうかよろしくお願い致します。

最後の質問に入ります。

大きくは2点目の質問です。

高齢者の移送サービスについてです。

私は令和3年3月の定例会一般質問において、この問題について質問をさせていただきました。そのとき、3月16日に予定している運転ボランティア養成講座を開催し、その受講者を活用して事業実施に向けて準備していきたいとの旨の答弁をいただいております。

新型コロナウイルス感染症のため思うように準備は進んでいないかもしれませんが、同事業の進捗状況について質問致します。運用するに当たり、具体的な要綱案はできたのでしょうか。また、必要な人員、車両などの確保はできたのでしょうか。今後の見通しも含めお答え下さい。お願いします。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

天野議員の高齢者の移送サービスの進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和3年3月の定例会一般質問において答弁させていただいたとおり、3月16日に多度津町社会福祉協議会が健康センターにおいて第1種普通運転免許のある75歳以下の方を対象に、地域支え合い活動、運転ボランティア養成講座を開催し、23名が受講されました。

講師としてNPO全国移動サービスネットワーク副理事長の横山氏をお招きし、移動サービスに関する法令や運転に必要な知識、接遇の講話と受講生全員の運転技術の確認を行いました。

また、この講座の受講を募集する際に受付ボランティアも募集し、15名の希望連絡がありました。この方たちを対象に多度津支え合い笑顔の会が6月21日に運転ボランティアと受付ボランティアの登録説明会、7月6日に登録して下さった方対象に作業マニュアルの説明会を開催し、9月6日現在、運転ボランティア13名、受付ボランティア29名がこの活動に賛同し登録して下さっております。

運用するに当たり毎月2回、生活支援コーディネーターを中心に多度津支え合い笑顔の会のメンバーが集まり、様々な事象を想定し協議しながら利用規約や各作業マニュアル等を作成したり、活動開始後も様々な問題が発生してくると想定し定例会の開催計画を

考えたりしております。

8月27日の会にはアドバイザーとして香川県長寿社会対策課とNPO全国移動サービスネットワーク副理事長の横山氏も参加して下さりアドバイスをいただきました。

利用規約においては住民主体の移動サービスとして適切であるか運輸局に確認していただいております。7月9日にチラシの全戸配布により利用登録の募集を周知し、8月2日から13日まで1回目の募集をしました。47名の利用希望があり、現在登録ボランティア全員が交代して希望者の自宅を訪問し、利用要件に適しているか確認した上、詳細な制度の説明を行い、移動サービスの活動に賛同していただける方に利用登録の申請をしていただいている状況であります。

9月6日現在で30名の利用登録があり、8月31日は高見島、9月7日は佐柳島で利用登録説明会を実施し、9月1日から10日まで2回目の募集を行っておりますので、利用登録者数はもう少し増えると思われれます。

議長（村井 勉）

時間が参りましたので、答弁、委員会等で報告をお願い致します。

議員（天野 里美）

有難うございました。